（削る。）

（輸出検査の申請）

第二十三条　法第十条第一項の植物又は物品及びこれらの容器包装の検査を受けようとする者は、植物防疫官に検査申請書（第十二号様式）を提出しなければならない。

（削る。）

（削る。）

（削る。）

（検査の場所）

第二十四条　法第十条第一項の検査は、植物防疫所で行う。ただし、当該植物又は物品及びこれらの容器包装の所在地で検査を受けたい旨の申請があつた場合において、植物防疫官が必要と認めるときは、当該所在地で行うことができる。

（削る。）

（検査の期日）

第二十五条　植物防疫官は、第二十三条の規定により検査を申請した者に対し、あらかじめ検査の期日を通知しなければならない。

（検査品の運搬等）

第二十六条　植物又は物品及びこれらの容器包装を輸出しようとする者が、法第十条第一項の規定により検査を受けるときは、第十二条の規定を準用する。

（栽培地検査の申請）

第二十四条　法第十条第三項の植物の栽培地検査を受けようとする者は、次に掲げる期日までに検査申請書（第十二号様式）を植物防疫官に提出しなければならない。

一　輸入国がその輸入につき栽培地における検査を要求している植物（てつぽうゆり、やまゆり、かのこゆり、チユーリツプ及びうんしゆうみかんを除く。）並びに組織培養により生産されるてつぽうゆり、やまゆり、かのこゆり及びチユーリツプについては、検査を受けようとする期日の三十日前

二　てつぽうゆり、やまゆり及びかのこゆり（組織培養により生産されるものを除く。）については四月三十日（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域（鹿児島県奄美市及び同県大島郡の区域を除く。）内においては三月三十一日、鹿児島県奄美市及び同県大島郡の区域内においては十二月三十一日、沖縄県の区域内においては十一月三十日）

三　チユーリツプ（組織培養により生産されるものを除く。）については二月末日

四　うんしゆうみかんについては三月三十一日

2　前項の申請をした者は、当該栽培地の見やすい場所に別記第十三号様式（組織培養により生産されるものにあつては別記第十三号の二様式、うんしゆうみかんにあつては別記第十三号の三様式）の表示を行い、かつ、検査の際これに立ち会わなければならない。

（輸出検査の申請）

第二十五条　法第十条第一項の植物及びその容器包装の検査を受けようとする者は、あらかじめ植物防疫官に検査申請書（第十四号様式）を提出しなければならない。但し、輸出する植物の包装材料として使用する土につき法第十条第一項の規定による検査を受けようとする者は、採取前及び調製前に植物防疫官に検査申請書（第十五号様式）を提出しなければならない。

2　当該植物が法第十条第三項の栽培地検査を要するものである場合にあつては当該検査に合格した旨、当該植物の包装材料として使用してある土につき既に同条第一項の検査を受けその検査に合格している場合にあつてはその旨を附記しなければならない。

3　野生の植物で法第十条第三項の栽培地検査を要する植物と同一種類のものを輸出しようとする者は、植物防疫官又はその原産地の市町村長の発行した野生である旨の証明書（第十六号様式）を第一項の申請書に添付しなければならない。

第二十六条　法第十条第三項の栽培地検査を要する植物につき同条第一項の検査を受けようとする者は、当該植物の容器包装に第三十条第二項の規定により交付を受けた合格証票を添付しておかなければならない。ただし、同項ただし書の規定により合格証票の交付が省略された場合は、この限りでない。

（検査の場所）

第二十七条　法第十条第一項の検査は、植物防疫所で行う。但し、当該植物及びその容器包装の所在地で検査を受けたい旨の申請があつた場合において、当該植物の数量が多く、且つ、不合格品の補充の便宜等のため必要があると認めるときは、当該所在地で行うことができる。

2　輸出植物の包装材料として使用する土につき行う法第十条第一項の検査は、前項の規定にかかわらずその採取地又はその調製場所で行う。

（検査の期日）

第二十八条　植物防疫官は、第二十四条第一項又は第二十五条第一項の規定により検査を申請した者に対し、あらかじめ検査の期日を通知しなければならない。

（検査品の運搬等）

第二十九条　第二十五条第一項の規定による検査を申請した者には、第十二条の規定を準用する。